

組合立静岡県中部看護専門学校運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 組合立静岡県中部看護専門学校（以下「学校」という。）の学校運営に関する事項について協議し、学校の将来構想及び教育活動の改善と向上を図るため、学校運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、次に掲げる者を委員として構成し、学校長が委嘱する。

- (1) 学校長
- (2) 焼津市立総合病院、藤枝市立総合病院及び榛原総合病院（以下「実習3病院」という。）の病院長又は事業管理者
- (3) 実習3病院看護部長
- (4) 実習3病院事務部長
- (5) 教育に関する学識経験者 若干名
- (6) 副校長兼教務課長
- (7) 庶務課長
- (8) 教務課係長
- (9) 実習調整者

2 協議会は、志太広域事務組合事務局長、榛原総合病院組合事務局長その他必要と認めた者をオブザーバーとすることができる。

(審議内容)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学校の将来構想に関する事。
- (2) 学校の組織体制に関する事。
- (3) 教育活動に関する事。
- (4) 学生の就業及び進学支援に関する事。
- (5) 広報活動に関する事。
- (6) 財政、施設設備等に関する事。
- (7) その他学校長が協議する必要があると認める事項。

(会長等)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は学校長を、副会長は副校長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長に事故等がある場合、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、会長が総括する。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 4 協議会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、庶務課において処理する。

附 則

この要綱は、平成17年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。